

[事案 25-159] 配当金支払請求

・平成 26 年 3 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年に契約した個人年金保険の年金受取額が、契約時の設計書記載の金額より大幅に少ないことがわかった。設計書に記載されたとおりに支払ってほしい。

<保険会社の主張>

設計書記載の金額は、契約当時の決算時の配当率をもとにそのまま推移したと仮定した計算結果であり、将来の支払い額を約束するものではなく、募集資料にはそのことを明記している。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 保険契約は、約款の記載にしたがって契約内容が定められるが、本契約の定款・約款によれば、積立配当金による年金は、毎年の決算において剰余金が生じたときに積み立てられる社員配当準備金を原資としており、契約時に、積立配当金による年金について確定金額を明らかにすることはできない。パンフレット等[作成者1]に記載された積立配当金による年金は、あくまでも[作成者2]設計書作成当時の決算実績にもとづき算定された予測金額となる。そして、募集に用いられたパンフレット等にも、記載金額を支払うことを確約する文言はなく、配当金については「今後変動することがあり将来の支払額を約束するものではない」ことの注意文言が記載されている。よって、本契約は、契約時に定められた基準保険金による年金以外の年金額について、確定金額を支払うことが契約内容になることはない。

2. 申立人は、設計書に記載された年金額の支払いを求めているが、上記の理由により、設計書記載の年金額も、基準保険金による年金以外の年金額は、設計書作成当時の決算実績にもとづき算定された予測金額であり、その旨の注意文言が記載されている。

3. よって、申立人の主張する設計書記載の年金額の支払いが本契約の内容になっているとは認められないので、申立人の主張は認められない。